

函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務に係る公募型プロポーザル 実施要項

1 趣旨

この要項は、平成28年度に函館市が実施する「函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務」の委託に際し、公募型のプロポーザル方式により、優れた提案および能力を有し最も適格と判断される業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

本業務は、市街地の形状、人口動態など函館市に特有のまちづくり上の課題を的確に捉えた上で函館市に相応しい「コンパクトな都市」を実現する具体的なアクションプランとなる立地適正化計画の策定に向け、都市構造の分析・評価等の都市構造に関する基礎的な調査等を行うものである。

3 契約期間

契約締結日から平成29年2月28日まで

4 事業費

11,800,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とする。

5 選定方法

公募型のプロポーザル方式による。

6 参加資格

- (1) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録簿において「都市計画及び地方計画部門」に係る建設コンサルタントとして登録されている者であること。
- (2) 法人であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (5) 国または地方公共団体の平成28年度における競争入札参加有資格者として登録されている者であること。
- (6) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）第7条に規定する入札参加除外者等でないこと。
- (7) 函館市暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (8) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を現に受けていないこと。

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等，経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (10) 函館市の市税ならびに消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (11) 過去5年の間に，国もしくは地方公共団体が発注した本業務と同種の業務またはまちづくりに関する基本計画の策定業務等の本業務と類似の業務を元請として受注した実績を有していること。
- ※ 共同企業体である場合においては，構成員の全てが前記(2)から(10)までの参加資格を有しており，かつ，少なくとも構成員の1者は，前記(1)および(11)の参加資格を有していること。
- ※ 一の法人が，複数の応募に参加することはできない。

7 申込みの方法およびスケジュール

- (1) 実施要項の配付【平成28年4月5日（火）から同月22日（金）まで】
本実施要項（本プロポーザルへの参加にあたって提出が必要な書面等の様式を含む。以下同じ。）の配付は，平成28年4月5日（火）から同月22日（金）までの間，事務局において，これを行う。なお，本実施要項は，函館市都市建設部都市計画課のホームページからダウンロードすることもできる。
- (2) 参加申込書の提出【平成28年4月5日（火）から同月22日（金）正午まで】
本プロポーザルに参加しようとする者は，参加申込書（第1号様式）に，会社案内等の法人の概要が分かる資料を添えて，平成28年4月22日（金）正午までに，事務局あてに提出（郵送により提出する場合は平成28年4月22日（金）正午必着とする。電子メールによる提出は認めない。）し，参加の意思表示を行わなければならない。
- (3) 質問の受付【平成28年4月5日（火）から同月22日（金）正午まで】
本プロポーザルに参加しようとする者は，平成28年4月22日（金）正午まで，本業務または本プロポーザルに関して質問（審査方法および審査基準に係るものを除く。）をすることができる。質問をするにあたっては，質問内容を簡潔にまとめ，電子メールにより，事務局の電子メールアドレスあてに提出するものとする。なお，提出された質問に対する回答は，質問の都度速やかに，質問文を添えて函館市都市建設部都市計画課のホームページに掲載するものとする。
- (4) 応募図書の提出【平成28年4月25日（月）から同月28日（木）正午まで】
本プロポーザルに参加しようとする者は，次の①から⑨に掲げる図書（以下「応募図書」という。）を，平成28年4月28日（木）正午までに，事務局あてに提出（郵送により提出する場合は平成28年4月28日（木）正午必着とする。電子メールによる提出は認めない。）しなければならない。なお，本実施要項7(2)に従い参加申込書を提出した者以外の者が，応募図書を提出した場合は，無効とする。また，応募図書提出後の追加資料の提出は，これを認めない。

① 誓約書（第2号様式）	1部
② 使用印鑑届（第3号様式）	1部
③ 印鑑証明書 ^{注1}	1部
④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ^{注1}	1部
⑤ 函館市の市税に滞納がない旨が記載されている納税証明書 ^{注2} （函館市への納税義務がある場合に限る。）	1部
⑥ 消費税および地方消費税に滞納がない旨が記載されている納税証明書 ^{注2}	1部
⑦ 企画提案書 ^{注3}	8部
⑧ 受託金額見積書（様式任意） ^{注4}	8部
⑨ プレゼンテーション参加者名簿（第4号様式）	8部

注1 応募図書の提出日から3か月以内に発行されたものに限る。

注2 応募図書の提出日から1か月以内に発行されたものに限る。

注3 「函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務に係る公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に従い作成された図書とする。

注4 積算根拠，内訳が分かるように記載すること。なお，当該見積額が，契約候補者に選定された場合における契約額を確約するものではない。

(5) 事務局

本プロポーザルの実施に係る事務は，次においてこれを行う。

- ・ 郵便番号および所在地
〒040-8666 北海道函館市東雲町4番13号
- ・ 担当部局
函館市都市建設部都市計画課
- ・ 電話番号
0138-21-3361（直通）
- ・ FAX番号
0138-27-3778
- ・ 電子メールアドレス
toshikeikaku@city.hakodate.hokkaido.jp
- ・ 函館市都市建設部都市計画課ホームページアドレス
<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/toshikeikaku/>

8 契約候補者選定に関する事項

(1) 契約候補者選定審査の実施

応募者によるプレゼンテーションを実施し審査を行い，審査により選定された者を契約候補者として決定する。プレゼンテーションの実施および審査ならびに選定に関する事項は，別に定める。なお，応募者が1者のみの場合は，プレゼンテーションを実施せずに，書類審査やヒアリング等によって適否を決定する場合がある。

(2) 予備審査の実施

応募者数が概ね6者以上となった場合は，企画提案書および受託金額見積書の内容による予備審査（書類審査）を実施し，応募者の中からプレゼンテーションに参加で

きる者（5者程度）を選定する場合がある。この場合において、予備審査は、応募者全員に連絡のうえ、本実施要項8(1)に基づき行う審査に準じて実施するものとし、その結果（プレゼンテーションへの参加の可否）については、応募者全員に書面で通知する。

なお、予備審査の結果、プレゼンテーションへの参加が不可となった者については、本プロポーザルによる契約候補者となることができないものとする。

(3) 審査結果の通知等

① 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後に、プレゼンテーションへの参加者全員に書面で通知する。

② 審査結果の公表

審査および予備審査の結果については、次の内容を函館市都市建設部都市計画課ホームページにおいて公表する。なお、これらの審査結果に関する問い合わせおよび審査結果に関する異議申立ては、これを受け付けない。

- ・ 応募者総数
- ・ 予備審査合格者数（予備審査が実施された場合に限る。）
- ・ 契約候補者の名称，所在地，総得点
- ・ 契約候補者以外の応募者の各総得点（社名等は，非公開とする。）

9 業務委託の契約

(1) 業務委託の契約締結の方法

業務委託に係る契約は、契約候補者と本市において、契約の条件その他に係る協議を行い、合意した場合は、提案内容と協議結果に基づいて作成した業務仕様書を契約書に添付して、契約を行うものとする。契約候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の者と前記の協議・契約を行うものとする。なお、業務の受託業者の決定および委託契約の締結の時期は、平成28年5月下旬を予定している。

(2) 契約の態様

業務委託に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項に基づく地方自治法施行令第167条の2に規定される随意契約として、当該業務に係る委託契約を締結するものとする。

(3) 契約候補者が失格等となった場合の取扱い

失格その他の理由により、契約候補者との契約が締結できなくなった場合は、次点の者と前項に掲げる協議を行うものとする。

(4) 解除権の留保

函館市は、契約締結後においても受託者が本実施要項10に掲げる失格要件に該当することが判明した場合、契約を解除することができるものとする。

10 失格要件

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。既に契約候補者たる地位を得ていた場合であっても、本業務委託に関する全ての権利を失う。

- ① 本実施要項 6 に掲げる参加資格を満たさなくなった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 応募図書が、指定する様式に従っていない場合
- ④ 応募図書の提出方法、提出先または提出期限が本実施要項に従っていない場合
- ⑤ 応募図書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- ⑥ 応募図書に虚偽の内容の記載があった場合
- ⑦ 本実施要項 4 に掲げる事業費を超える見積金額で提案があった場合
- ⑧ プレゼンテーションに、特別な事情がなく欠席または遅刻した場合
- ⑨ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱の規定に該当する行為があるものと認められた場合

1.1 その他留意事項

- (1) 本業務委託の実施にあたって収集・作成した資料および市が貸与したデータについては、アドレスマッチング等により、原則、GISデータ化するものとし、本市が保有するEsri社ArcGIS10.2.2 for Desktopの上において適切に稼働し、利用が可能となる形式とするものとする。なお、作成したGISデータに関しては、計画策定後において都市構造の変化、推移、動向等に係る調査・検証が可能となるよう作成するものとする。
- (2) 企画提案書に記載した本業務に従事する担当者は、変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない場合であって、前任の担当者と同等以上の業務遂行能力を有する者であることを示した上で函館市の了解を得た場合は、この限りでない。
- (3) 参加申込書および応募図書の作成または提出に係る費用、プレゼンテーションへの参加に係る費用その他本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、本プロポーザルに参加しようとする者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書および応募図書は、返却しない。
- (5) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、事務局あてに連絡のうえ、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
- (6) 本市においては、立地適正化計画の策定について、平成28年度および平成29年度の2か年で実施することを予定しており、平成29年度においては、「函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務企画提案書作成要領」2に記載の内容の業務委託を実施する予定である。よって、提案を行おうとする際には、平成29年度の予定業務の内容について十分留意すると共に、これが円滑に実施されるよう、十分に配慮するものとする。
- (7) 契約候補者または受託業者である地位をもって、平成29年度の予定業務の受託業者たる地位を得ることを確約するものではない。また、平成29年度の予定業務の委託の実施については、確定したものではないため、この予定業務の全部または一部が実施されなかった場合において、このことに伴う損害が受託者に生じたとしても、本市は一切の責任を負わないものとする。

第1号様式

函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務に係る公募型プロポーザル

参加申込書

平成28年4月 日

(函館市長あて)

本プロポーザルへの参加を希望しますので、参加申込みをします。

参加 申 込 者	名称および 代表者氏名	印	
	所在地	〒	
	電話番号		

連 絡 先	所属部署			
	職 名		氏 名	
	所 在 地	〒		
	電話番号		F A X 番 号	
	電子メール アドレス			

※ 会社案内等の法人の概要が分かる資料を添付してください。

函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務に係る公募型プロポーザル

誓約書

平成28年4月 日

(函館市長あて)

下記について誓約します。

記

- 1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく登録簿において「都市計画及び地方計画部門」に係る建設コンサルタントとして登録されている者であること。
- 2 法人であること。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- 5 国または地方公共団体の平成28年度における競争入札参加有資格者として登録されている者であること。
- 6 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）第7条に規定する入札参加除外者等でないこと。
- 7 函館市暴力団等排除措置要綱による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- 8 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を現に受けていないこと。
- 9 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 10 函館市の市税ならびに消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- 11 過去5年の間に、国もしくは地方公共団体が発注した本業務と同種の業務またはまちづくりに関する基本計画の策定業務等の本業務と類似の業務を元請として受注した実績を有していること。
- 12 上記1から11が事実と相違する場合は、本プロポーザルに係る応募申込みを無効とされても異議のないこと。

所在地
名称
代表者氏名

印

第3号様式

函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務に係る公募型プロポーザル

使用印鑑届

平成28年4月 日

(函館市長あて)

所在地
名称
代表者氏名

実印

下記の印鑑は、本プロポーザルに参加し、契約の締結ならびに代金の請求および受領のために使用するもので届けます。

記

使用 印 押 印 欄	
------------------------	--

注 使用印鑑を実印とする場合は、実印を使用印押印欄に押印してください。

第4号様式

函館市都市構造の分析・評価等に関する基礎調査等業務に係る公募型プロポーザル

プレゼンテーション参加者名簿

平成28年4月 日

(函館市長あて)

所在地
名称
代表者氏名

(押印不要)

本プロポーザルのプレゼンテーションに、以下の者が参加します。

所属部署	職名	氏名	資格の有無・名称	備考
プレゼンテーション時におけるパソコン等の機器の使用の有無		有 ・ 無		
緊急時等における連絡先および対応者の氏名				

注 プレゼンテーションにおける説明者は、備考欄にその旨を記載してください。